委員長インタビュー

# コストが不透明なまま肥大化する政策金融のあり方を見直す時期

**梶川 融** 委員長
太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員
1951年東京都生まれ。74年慶應義塾大学経済学部卒業。2006年太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員に就任。
94年経済同友会入会。99年より幹事。09年度構造改革進捗レビュー委員会委員長、10年度政府関係法人改革委員会委員長。

**リーマン・ショック以降、経済・金融危機への対応やインフラ輸出促進支援に伴い、政策金融は拡大しつつある。果たして、このままでよいのか? 政府関係法人改革委員会では提言「目指すべき政策金融のあり方」を発表し、今後のあるべき姿を示した。梶川融委員長にその趣旨を聞いた。**　（インタビューは4月28日に実施）

## 政策金融の肥大化は産業構造の転換を阻み国民負担を増大させる

2000年代前半の構造改革では、政策金融においても、政策金融機関の民営化を含めた、いわゆる「官から民へ」の改革が進められてきました。しかし08年のリーマン・ショック以降、この流れに大きな変化が見られます。政策金融の肥大化は、市場メカニズムによる効率的な資源配分を阻害する要因にもなりかねません。

もちろん、政策金融には一定の意義があります。例えば、途上国へのインフラ輸出といった事業は、大きなカントリー・リスクを伴うため民間金融機関だけで融資を行うのが難しく、政策金融による支援が望まれる分野です。また、東日本大震災のような大規模な災害後の支援においても、大きな役割が期待されます。

しかし、平時においても政策金融による低利・長期・固定の貸し出しが無制限に拡大すれば、競争力を失った企業・産業を温存させ産業構造の転換を阻害するのみならず、国の財政に多大な負担を与え、結果として国民負担を拡大させることにもなりかねません。

政策金融はあくまでも民間金融機関の補完に徹し、その業務は政策目的の範囲内に限定的であるべきです。その上で、政策金融が担うべき業務の領域やどのように業務を果たしていくべきかを明確にする必要があります。本提言は、そうしたことを狙いに取りまとめました。

## コストと効果の関係を明確に可視化せよ

政策金融のあり方は、平時と危機時に明確に区分して議論するべきです。

平時における業務では、中小企業向け支援が拡大していますが、こうした支援による中小企業における雇用確保等の経済的効果を客観的に評価することが不可欠です。中小企業経営は大変な状況だと思いますが、生産性の向上や新分野への事業展開等への政策効果が重要だと思います。政策金融のコストと効果の関係をできる限り可視化していくことが何よりも肝要です。その前提としては、政策金融機関の経営におけるガバナンス強化も不可欠です。

コストの可視化を図る意味では、政策金融の手法も、直接融資よりも債務保証、債務保証よりも利子補給という、よりコストが明示的な手段が望ましいです。直接融資は、極力、民間金融機関に委ねるべきです。

またインフラ輸出においても、直接融資だけでなく、貿易保険制度を活用した方法も含めて効果的な支援方法を検討すべきです。

一方、危機時における政策金融のあり方については、まず、「危機時」の定義を明確にすべきです。本提言では、リーマン・ショック時のように金融市場が機能しなくなったときや、今回の大震災のような甚大な災害等に見舞われたときを危機時として位置付けています。こうした状況では、政策金融による迅速な対応が求められます。ただ、大規模な災害後の復興では、財政規律も踏まえ、直接的な財政支出と政策金融による支援を、時期や対象を考慮し、適切に判断する必要があると思います。

震災後に提言を発表することになりましたが、こうした時だからこそ、政策金融の役割をあらためて考えることは重要だと思います。政策金融の特徴、すなわちそのコストは国民負担であり、それが顕在化するまでにタイムラグがあること等について理解を深め、政策目的の達成手段としての適切性を考えるべきと思います。

# 提言 目指すべき政策金融のあり方
## ～規模の適正化とコストの可視化を図る～

## Ⅰ 政策金融における主な問題点

### ①政策金融の肥大化による弊害

政策金融の規模が拡大すると、企業の新陳代謝や産業構造の転換が進まなくなる。さらに、「低利・長期・固定」の貸し出しは、国の財政にとって恒常的に多大な負担になり、それらは最終的には税として国民に転嫁されることになる。

### ②危機対応における課題

危機時には政策金融に一定の役割が求められるが、必要以上に拡大することは問題である。また、リーマン・ショック後の経済金融危機では、指定金融機関として危機対応業務を行った民間金融機関はない。

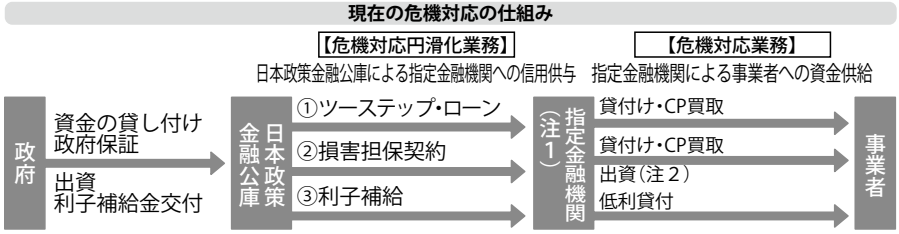


（注１）現状、日本政策投資銀行と商工中金のみ。なお、左記２機関は、公庫法に基づく「みなし指定金融機関」であり、完全民営化後は自主的な申請が必要。

（注２）改正産活法（2009年4月30日施行）に基づく特例制度。実施期間は2010年9月末日で終了。

参考資料：政府関係法人改革委員会 第４回正副委員長会議資料、日本政策金融公庫2010ミニディスクロージャー誌

## Ⅱ 政策金融改革の基本的方向

### 効率性とコストの可視化を重視した手法による実施

政策金融の業務は、平時・危機時に分けて整理し、限定化する。融資業務は民間金融機関に委ね、政策金融は利子補給と債務保証に特化する。ただし、①資源・エネルギー確保のための開発やインフラ輸出等の成長戦略を支援する場合、②危機により市場が機能不全に陥った場合、③大規模な自然災害後の復興支援の場合に限り、融資業務を認める。

## Ⅲ 改革に向けた具体的な政策

### 提言１　政策金融による中小・小規模企業向け支援のあり方の見直し

●中小・小規模企業向け支援は、直接融資から利子補給、保証業務中心にシフトし、こうした支援にかかる政策コストと、それによりもたらされる効果の関係を明らかにする。

●信用保証制度における保証割合や保証料率、信用保険制度におけるてん補率や保険料水準の見直しを検討する。

### 提言２　新成長戦略の実現支援における政策金融の関与のあり方

●資源・エネルギー確保のための開発プロジェクトやインフラ整備には、多額の資金を要する。従って、審査の厳格化やリスク管理の徹底を図る。

●インフラ輸出の促進支援においては、直接融資と貿易保険制度を活用した支援策とのバランスを取る。

### 提言３　危機対応のあり方の見直し

●甚大な危機の発生により市場が機能不全に陥った場合には、政策金融による支援を機動的に、期限を設けて実施する。

●危機対応業務は民営化された日本政策投資銀行、商工中金が期限を設けて行う。また、その他の民間金融機関も自主的に同業務を行うことができるように制度整備する。

●危機時における中小・小規模企業向けの支援は、より効率的に実施する視点から整理する。

### 提言４　政策評価の実施とその結果の業務への反映

●政策目的の妥当性、達成度、費用対効果を定量的・客観的に検証、評価し、その結果を政策金融の業務の見直しに反映する（PDCAサイクルの実施）。

### 提言５　政策金融機関の経営改革ならびに完全民営化の履行

●各政策金融機関は、経営における透明性の向上、ガバナンス体制の強化、コストの可視化に一層取り組む。

●日本政策投資銀行、商工中金は、完全民営化する。

### 提言６　官から民への資金環流を促す民間金融機関の役割

●長期資金や経済成長を促進する新事業への資金の供給等を担う。

※詳しくは http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2011/110422a.html